

入札・契約結果書

工 事 名 市道中田万里 3 号線他 1 河川道路災害復旧工事(その 2) (第 3220, 3215 号)
工 事 場 所 竹原市田万里町
工 期 着手 令和 2 年 6 月 18 日
完成 令和 3 年 3 月 31 日
請負代金額 ¥32,942,800-
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額¥2,994,800-)
受 注 者 川西組
広島県竹原市東野町 1 0 2 3 - 5
見積執行日 令和 2 年 6 月 10 日
契約の方法 随意契約
根拠規定 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号
随意契約の理由

市道中田万里 3 号線は国道 2 号に接続する重要な生活道路である。当該路線は H30 年 7 月豪雨災害により、概ね全線に渡り被害を受けている状況であるが、現在も住民の生活道路として安全を確保しながら利用されている。しかし、今後の降雨等の影響により被害の増大も懸念されることから、早期の工事発注及び復旧が必要である。当該工事は、市道中田万里 3 号線及び普通河川上田万里川の護岸復旧工事であり、市道上からの施工が見込まれている。市道中田万里 3 号線において、現在上流側で川西組により災害復旧工事「市道中田万里 3 号線道路災害復旧工事(その 3)」が行われており、当該市道を進入経路として材料の搬入や残土の搬出等に利用しているため、下流側での他業者による施工となれば、安全かつ円滑な工事進捗及び、適切な施工条件の確保が困難な状況となる。このため、隣接する災害復旧工事を請け負っている川西組へ工事の施工を依頼することで、工事間での工程調整が不要となり、効率的な工程管理により工期の短縮が見込めることから、随意契約とすることが有利であると考えられる。なお、当該工事は前年度に発注を行ったが、R1.8.9 に不調となっている。

契約締結日 令和 2 年 6 月 17 日

予定価格(税込) ¥32,942,800-

最低制限価格(税抜き) ¥-

※見積結果表

(単位:円)

見積業者名	見積回数	見 積 状 況	摘 要
		見 積	
川西組		29,948,000	落札

*見積状況の欄の金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額が、法令上の見積決定価格である。

入札・契約結果書

工 事 名 市道有屋谷線橋梁災害復旧工事（第 2570 3237 4254 号）（その 2）
工 事 場 所 竹原市仁賀町
工 期 着手 令和 2 年 7 月 1 日
完成 令和 3 年 3 月 31 日
請負代金額 ￥56,100,000－
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額￥5,100,000－)
受 注 者 株式会社 繁光組
広島県竹原市西野町 105 番地 1
見積執行日 令和 2 年 6 月 22 日
契約の方法 随意契約
根拠規定 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号
随意契約の理由 (株)繁光組は、普通河川有屋谷川河川災害復旧工事（第 3857 号）を受注し、現在工事実施中である。当該工事箇所は、現在工事中の対岸又は隣接した箇所であり、河川工事の受注者である(株)繁光組が施工しなければ、工事の安全・円滑かつ適切な施工の確保が困難である。同一業者に受注させることで、工事用道路（仮設道を兼ねる）を兼用することや、対岸の工事も同時に施工することができ、効率的な工程調整が可能となり、工期の短縮及び経費の節減ができる。また、隣接する河川工事を施工するにあたり、当該工事個所の復旧も必要であることから(株)繁光組に随意契約するものである。なお、当該災害復旧工事は前年度に発注を行ったが、R2.3.25 に不調となっている。
契約締結日 令和 2 年 6 月 30 日
予定価格（税込） ￥56,108,800－
最低制限価格（税抜き） ￥－

※見積結果表

(単位：円)

見積業者名	見積回数	見 積 状 況	摘 要
		見 積	
株式会社 繁光組		51,000,000	落札

*見積状況の欄の金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額が、法令上の見積決定価格である。